

新型コロナウイルスワクチン接種実施期間(令和3年4月～10月)における総合福祉センターの運営について

利用対象	サービス区分等	運営方針
個人利用	児童センター	開館時間：9時30分～正午、14時～16時30分の2部制 ※上記開館時間のなかで1時間程度のご利用をお願いします。
	老人・身障センター	開館時間：9時～17時 ※上記開館時間のなかで1時間程度のご利用をお願いします。 引き続き、風呂、カラオケ、囲碁・将棋を休止とさせていただく他、新聞購読についても当面の間、休止とさせていただきます。
団体利用	一般登録団体 ボランティア登録団体 など	原則利用不可

※身体障害者福祉センター・老人センター・児童センターの各施設における主催事業は実施いたします。  
 ※期間(令和3年4月～10月)は予定であり、ワクチン接種状況により変更の可能性がございます。